

令和5年八千代市農業委員会

第10回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和5年八千代市農業委員会第10回総会議事日程

開催日時	令和5年10月6日(金)午後1時30分～午後2時26分
開催場所	八千代市役所 新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第2号, 報告第1号～第2号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第2号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員(14名)

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
4 加茂 太郎	5 間野 恵一	6 立石 巖
7 鈴木 正範	8 吉橋 清一	9 今井 茂
10 周郷 崇	11 黒澤 京子	12 花島 淳
13 黒崎 玲子	14 稲垣 哲也	

## ◆出席農地利用最適化推進委員(12名)

1 仲村 秀一	2 戸田 真一	3 將司 実
4 志田 啓佑	5 塩谷 正人	6 古池 正二
7 太田 雅章	8 角山 克志	9 三栗谷 友理
11 市川 善美	12 長岡 みづ枝	13 小林 正樹

(欠席委員:10 齋藤 孝一)

## ◆事務局(5名)

局長 安原 信尚	次長 小林 直樹	主任主事 樽見 侑樹
主事 柳田 惇	主事 花田 夏菜	

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

## ◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は14名中14名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和5年八千代市農業委員会第10回総会は成立いたしました。 推進委員は13名中12名が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第1，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。  【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 7番 鈴木正範委員，8番 吉橋委員，両委員にお願いします。
議長	日程第2，議案第1号から議案第2号及び報告第1号から報告第2号をもって，本日の議題とします。 この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。
議長	日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 農地法第5条の件，県許可分，申請番号1番について，申請人にお越しいただいておりますので，入室願います。  【1号1番 申請人入室】
議長	大和田新田647番6の申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について，各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。

次長	議案朗読
局長	<p>本件は、9月28日、地区担当の鈴木美登委員、將司推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の1ページをご覧ください。JA八千代市本店の北西約260mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の2ページ、3ページとなります。</p> <p>申請理由として、譲受人は、市内の宗教法人で申請地の隣接地で住職をしておりますが、門徒は900軒を超え、納骨堂の利用者が増えたことから、参道の整備及び休憩所の建設を行いたいとするものです。また、骨壺や行事で使用する資材などの保管場所も不足していることから、今回の申請に併せて倉庫の設置も行いたいとするものです。</p> <p>転用許可基準として、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ha未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。第2種農地は土地の代替性が問われますが、農地以外の土地で検討したところ、計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。転用による被害防除対策は、隣接地に農地がありますが、西側の境界には土堰堤を、東側の境界にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、排水について、雨水は自然浸透とすること、工事中は、既存の本堂側から工事車両を進入させ、安全確保に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>3番 鈴木美登委員どうぞ。</p>
鈴木美登委員	<p>3番 鈴木です。</p> <p>去る9月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされていませんでしたが、保全管理されていました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p>

	委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 1 1 番 黒澤委員どうぞ。
黒澤委員	1 1 番 黒澤です。 3 ページの土地利用計画図を見ますと、コンテナ倉庫や書庫などが複数設置される計画となっていますが、どのようなものを保管する予定なのでしょう。
申請人	新潟県にある稱名寺の本家のほうが廃寺になりますので、そちらの物資を保管するほか、納骨堂に納めた後の骨壺を廃棄業者が来るまでの間、トラック 1 台分まで、保管するというものと、現在、本堂に置かれている書庫等を全てこちらのほうに保管する予定です。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 花島委員，どうぞ。
花島委員	1 2 番 花島です。 本日いらっしゃった申請人はどういった方でしょうか。
申請人	稱名寺の住職です。
花島委員	どちらの宗派でしょうか。
申請人	浄土真宗本願寺派です。
花島委員	今回の申請地に接道する市道は水が溜まりやすい所ですが、雨水は、この市道に流す予定ですか。
申請人	雨水は、雨水浸透貯留槽を設けるので、そちらで引き受ける予定です。
花島委員	参道は、どちらに勾配をとっていますか。
申請人	お寺のほうにとっています。

花島委員	雨水は宅内で溜まって、市道にはあまり流れないということですか。
申請人	はい、市道のほうには流さないようになっています。
花島委員	雨水管の所々に点検口がありますが、これは浸透のようになってはいないのですか、全て雨水浸透貯留槽に溜まるようになっているのですか。
申請人	一部浸透と、あとは雨水浸透貯留槽に溜まるようになっています。
花島委員	敷地内はコンクリートあるいはアスファルトで舗装されるのですか。
申請人	いいえ、砂利です。
花島委員	砂利ですか。では、問題ないですね。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。
	【1号1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号の1番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に，申請番号2番について，申請人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p><b>【1号2番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>大和田新田1089番18 外4筆の申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，9月28日，地区担当の鈴木美登委員，將司推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図の4ページをご覧ください。市立新木戸小学校の西約600mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は，次の5ページとなります。</p> <p>申請理由は，建築条件付売買予定地として計画したいとするものです。建築条件付売買予定地とは，一定期間内に指定された建築業者と，建築請負契約を成立することを条件に，売買される土地をいいます。</p> <p>転用許可基準として，始めに立地基準は，農地区分について，当該地は農用地ではありません。市街地化の傾向が著しい区域内にあり，住宅，事業用施設などが連たんしている区域にあたるため，第3種農地と判断されます。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>次に一般基準は，転用行為に必要な資力は，残高証明書で確認しています。他法令関係は，都市計画法，市の埋立条例に該当し，都市計画法は必要な申請及び承認を得ています。市の埋立条例は，農転の許可後に申請がなされる予定です。転用による被害防除対策は，隣接地との境界にブロック塀を設置し，土砂等の流出を防止すること，排水について，汚水は，合併浄化槽で処理後，側溝へ接続し，雨水は，浸透貯留槽にて流出抑制後，</p>

	<p>オーバーフロー分を側溝へ放流すること、工事中は交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>3番 将司推進委員，どうぞ。</p>
将司推進委員	<p>3番 将司です。</p> <p>去る9月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされていませんが、保全管理されていました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、申請地は市街化区域に近接し、インフラが整備されている区域にあり、今後耕作の予定もなく、土地の有効利用を検討したとのことですので、転用は止むを得ないと考えます。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>9番 今井委員，どうぞ。</p>
今井委員	<p>9番 今井です。</p> <p>土地利用計画図を見ますと、南側の新設道路は歩行者専用となっており、国道296号へ車の通り抜けができず不便に感じますが、このような計画になった経緯を教えてください。</p>
申請人	<p>都市計画法上、車道として通り抜けるためには、既存道路との接続部分に隅切り形状の場所が必要になるのですが、その土地を持っていなかったということと、市境を越えた船橋市側の住民から通り抜けしてほしいという要望があったことが理由となります。</p>
今井委員	<p>購入される予定の方にはそのことを説明されるのでしょうか。</p>
申請人	<p>はい、購入者はまだ決まっていますが、購入する方には説明していきます。</p>
今井委員	<p>申請地隣接の西側は昨年度に農地転用の許可を取得し、宅地分譲されていると思いますが、こちらの入居率はどうなっているのでしょうか。</p>

申請人	<p>建物自体は、あと一つ建築途中で残っています。入居状況は約7割程度、販売・入居が終わっております。</p>
今井委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p> <p>【1号2番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、議案第1号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の2番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号の2番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました</p>
議長	<p>議案第2号 農用地利用集積計画審議の件、本件は全部で3件ありますが、申請番号2番及び3番は関連する案件となり、申請人にお越しいただいております。 このため、先に申請番号1番で審議・採決を行い、その後、申請番号2番及び3番の審議・採決を行います。</p>

	<p>それでは、まず申請番号1番について、審議・採決を行います。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>右上に参考案内図1-1と記載があります案内図をご覧ください。  場所は、小池病院の東約250mに位置しています。  借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は3年です。  貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。  賃料は、年間10,000円です。  利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。  常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。  説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。  質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。  これより、議案第2号の1番について、討論・採決を行います。  討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。  続いて採決を行います。  議案第2号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。  よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>

議長	次に、申請番号2番及び3番について、審議・採決を行います。申請番号2番及び3番の申請人は入室願います。
	【2番及び3番 申請人入室】
議長	米本1951番1 外2筆の申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	参考案内図1-2をご覧ください。 場所は、市東消防署の西約250mに位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1反当たり年間12,000円です。 利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件は、従事日数は150日を予定しており、150日要件を満たしています。 説明は以上です。
議長	申請人は新規就農者ということです。委員の皆さんに申請人の営農計画書を配付していますので、申請人は八千代市での営農計画を説明願います。
申請人	それでは説明させていただきます。今回、米本地区の農地を新規で借りさせていただくことになりました。よろしく願います。別紙1の営農計画書をご覧ください。初めに、申請土地の選定理由ですが、道路に面していて進入路が確保でき、車での乗り入れが可能ということと、周りに高い建物がなく、日当たりが良い土地であるということとで選定しました。 次に、年間作付け計画ですが、作目はブルーベリーを通年で考えております。こちらのブルーベリーは直接土地に植え付けるのではなく、ポットを使って、養液で栽培するということを考えています。

次に、年間収支計画ですが、1年目、2年目は収益はありませんので、1年目、2年目は0円になります。経費は養液栽培を行いますので、資材費として650万円、こちらはポットや養液を流すホース、苗木、肥料代、防草シートを一面に貼りますので防草シート代、その他諸々込みでこの金額となります。次に、防風・防鳥ネットということで、周りに単管パイプを打ち、防風ネットを巻き、上に防鳥ネットを張ります。さらに電気工事を行って井戸を掘り、井戸から水をとります。次に整地転圧で70万円を見積もっています。賃貸料は2年間で7万円、最後に家が遠いもので、交通費で年間36万円を見込み、合計978万円を計上しています。

3年目から収穫ができ、経費は肥料代として年間10万円、収穫時期である6月から9月までの3か月間は、人を雇う予定でアルバイト代として18万円、賃貸料が3万5千円で、交通費18万円、電気代等で10万円、等というのは資材の追加購入も含んでいます。合計経費は59万5千円となります。次に収益は、ブルーベリーの販売ということで、1kgあたり3千円で換算し、計算しています。600本植え、一本当たり3kg採れ、4分の1はロスが出ると勘案して、405万円となっています。

次に裏面の生産物の処理方法ですが、JAの販売先である「よったいよ」や、インターネットでの販売を検討しています。また直接来ていただいて摘み取り体験を行い、その場で販売するというのもできればと考えています。

次に農機具、作業場、倉庫等の確保方法については、養液栽培用資材のセットや防風・防鳥ネット等は業者より購入し、作業場、倉庫については、農地の一面に小さなハウスを建てたり、物置を置かせてもらって、荷物を置くように考えています。

通作距離については、私、江戸川区に住んでおりますので、こちらまで22kmほどあります。時間としては1時間、交通手段は車を使うのが基本ですが、電車とバスを使うことも可能ですので、どちらかの方法で通うということを考えています。

次に2枚目の土地利用計画図についてですが、ブルーベリーをポットで栽培するので、1本あたり3㎡で勘案して、600本を考えています。

1. 5m×2mの範囲に鉢を置くかたちです。左側が道路付けですので、こちらにビニールハウスやタンクを置いて、真ん中に道幅3mの収穫道を通して収穫がやりやすいように計画しています。

ほかに、ホチキス留めで、ブルーベリー養液栽培の概要という資料をお配りしています。資料をめくっていただきまして、1枚目の左側にブルーベリーの養液栽培ということで、この写真にあるような60リットルの大きなポットを使い、専用培地で栽培します。下の写真は、養液を流すコン

	<p>トローラーですが、自動灌水システムで、水に液肥を混ぜて随時供給することでブルーベリーを育てます。左側に養液栽培のイメージがありますが、始めに農地の一部を使って今年の冬から苗木の育成を開始します。初めは20リットルの小さなポットでご覧のようにまとめたかたちで、密植で育てることを考えています。下の写真は半年後のブルーベリーの苗の成長を参考で載せています。</p> <p>次のページですが、農地の整地を行った後、防草シートと防風ネット用の単管パイプを設置します。右にいきまして、その単管パイプに沿いまして防風ネットを張りめぐらすということで、これを1年の間で施工を完了させたいと考えています。</p> <p>最後に、1枚めくっていただいて、その施工が終わったあとに、20リットルのポットで1年間苗木を育成したものを60リットルのポットに植え替えるということを考えています。右側は防鳥ネットの関係ですが、収穫ができるようになったら、5月頃に上部に設置して、9月には取り外すという作業を毎年やろうと考えています。資料の説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 花島委員，どうぞ。</p>
花島委員	<p>12番 花島です。</p> <p>申請人は今までどういった仕事をされていたのですか。</p>
申請人	<p>サラリーマンです。</p>
花島委員	<p>植物を育てた経験はあるのですか。</p>
申請人	<p>10年前から、自宅でブルーベリーを育てています。現在自宅で30鉢くらい育てており、養液栽培でも10鉢ほど育てて収穫もできています。</p> <p>ほかに、4年前に民間の農業学校に通い、1年間勉強しました。現在、その学校の貸し農園で15㎡、いろいろな野菜を育てています。</p>
花島委員	<p>さきほど、述べられた計画は商社のシステムです。この培地というのは専門的には根域制限栽培といいます。根域を制限する。酸性、アルカリ性を限られた範囲でできる。培地は何を使いますか。</p>

申請人	アクアフォームという培地です。
花島委員	分かりました。これは和歌山県の先生が考えたシステムですね。オーシャン貿易がやっているものです。これは30年以上前にシステムができたのですが全国で普及していない。このことについてはどう思われますか。
申請人	初期投資が大きいからだと思います。
花島委員	初期投資600万円というのは、大した額ではありません。20年前に北総線沿いでも、日本医科大学病院の近くで始めた方がいました。このアクアフォームというのは、花を挿すときに使う給水スポンジのようなもので、酸素が多く含まれますが、時間が経つと駄目になっていきます。そのアクアフォームを自宅で使っていますか。
申請人	3年ほどですが、使っています。
花島委員	アクアフォームのキュービック状に小さく切ったものを知っていますか。
申請人	粒状のものですよね。
花島委員	あれは良い状態のときに水を多く含みます。だからブルーベリーを管理するときに、根域を制限し、ほとんど雨水が入らず、液肥を流すことで、コントロールしやすくなります。ブルーベリー栽培は年間労働時間60日程度です。世田谷区の観光農園で4千万円稼いでいる所もあります。だから飛びつきやすいのですが、あまりにもこの商社のシステムを信用しすぎているように見受けられるので、自分で勉強して精査してやらないといけません。この資料に出ている写真の所は実際に行かれましたか。
申請人	私も手伝いに行った所なので行きました。
花島委員	剪定作業が大変なもの見ましたか。
申請人	摘み取りにいったくらいで、直接、剪定作業をやったことはありません。
花島委員	そもそもブルーベリーは常葉樹ではなく落葉樹で、半落葉広葉樹ですから、温度があれば、活動できます。成長過程がきちんと分かなければ失

	<p>敗します。もう少し事前に調べたほうが良いと思います。ある大学教授が考え出したシステムで、それが普及していないということは、露地で作った人たち、既存のハウスで作った人たちと競っていくときに、ブルーベリーなんて誰でもできますから、よほど魅力的な観光農園にしないと駄目です。計画書は完璧です。例えば苗木の入れ方についても、苗木は小さいものを入れて、恐らく海外から持ってくる品種もあります。自分でどの品種か選択する際も、このときは早生、このときは中生、このときは晩生、それぞれ何月から何月に収穫できるのか、自分でどの実が一番大きくなるか研究しないといけません。その分収穫するのは楽になります。観光農園では粒が大きいだけで喜んでもらえます。あとはこの液肥に関しても、おそらく商社のシステムを使い、液肥を流すだけですよね。それでは、差は出ません。少し厳しいかもしれませんが、こういう勉強をしないといけません。ただ良いことは、防草シートで抑えられ、草は出ないので、手入れは楽になり、ブルーベリーという品目なので、遠方から通うことも可能です。少し厳しいことを言いましたが、頑張ってください。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>13番 黒崎委員，どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>13番 黒崎です。</p> <p>軌道に乗ってからだと思いますが、摘み取り体験販売を考えているというお話でしたが、その場合、駐車場等の整備は考えていますか。また、付近には学校、保育園なども多いので、子どもたちに対して情操教育の一環で、職場体験、摘み取り体験などの機会を与えていただければと思いますが、そういった考えもありますか。</p>
申請人	<p>駐車場の整備は考えておりませんでした。国道沿いなので、バスによる来訪を想定しています。また、小さい子どもたちに、公開して、摘み取りを体験してもらえれば、こちらとしても、味などの感想が聞けるので、可能であればやっていきたいと思っています。</p>
黒崎委員	<p>新規就農者として、前向きに計画されて、ぜひとも成功させていただきたいと思っています。摘み取り体験もお客さんがたくさん来るような方向に持って行って、駐車場の必要性が出てきた際には、また、農業委員としてお手伝いさせていただきたいと思っています。頑張ってください。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。</p>
議長	<p>【2番及び3番 申請人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより、議案第2号の2番及び3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の2番及び3番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の2番及び3番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第1号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>

次長	報告説明
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、令和5年度第3回総会運営委員会が開催されましたので、鈴木美登委員長から報告願います。
鈴木美登委員	<p>委員長の鈴木です。</p> <p>去る、9月7日、総会終了後に令和5年度第3回総会運営委員会を開催しましたので、報告します。</p> <p>始めに、非農地判断について協議を行いました。</p> <p>協議の結果、非農地判断を八千代市全域で行うのは影響が大きいため、再生利用が困難な農地のうち、一定の条件を満たすものについて、再度、現地調査を行い、周辺への影響が出ないことが確実である場合のみ、非農地判断を実施することで決定しました。</p> <p>次に、地域計画について協議を行いました。地域計画は、5年後、10年後の地域の農業を地元の人たちで考え、担い手への集積や作目等を記載した、目標地図の作成を目的としております。農業委員会の役割は、農家の意向またはアンケートの取りまとめ、協議の場への参加の呼びかけ、把握した意向を落とし込んだ地図の作成などとなります。地域計画を推進していく中で、農政課との協力が欠かせないため、運営委員会に出席してもらい、今後の具体的な進め方について協議しました。</p> <p>地域計画に関する意向調査と、スケジュールについて協議しました。</p> <p>これらの事項については、委員の皆様からも、ご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>本日、総会終了後に農政課をお呼びし、地域計画に関する会議の開催を予定しております。積極的にご意見をいただければと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
事務局	<p>事務局から補足いたします。非農地判断について、お配りしている資料1をご覧ください。始めに、非農地判断とは、利用状況調査の際に、山林化等により「再生利用が困難な農地」と判定された農地を、農業委員会で農地ではないと決定し、地目の変更を促す手続となります。</p> <p>現在、国から非農地判断実施の徹底を指導されております。</p> <p>総会運営委員会での協議の結果、一定の条件を満たす農地についてのみ、非農地判断を行うこととなりました。一定の条件については、「非農地判断</p>

	<p>の条件」をご覧ください。国が示す条件は、「1 完全に山林化」の一つだけですが、本市独自に三つの条件を加え、条件は次の四つになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地全体が完全に山林化している。</li> <li>2 接道が無く、開発に繋がる恐れがない。</li> <li>3 隣接に耕作している農地がない。</li> <li>4 所有者が非農地判断に同意している。</li> </ol> <p>今後の予定ですが、利用状況調査の集計が終わり次第、まずは1～3の三つの条件を満たす候補地を事務局が選定します。そして、12月に総会運営委員会で協議するとともに条件4の所有者の同意を確認します。その後、現地調査を行い、1月の総会で議案として上程し、議決後の2月に所有者宛に非農地判断の通知書を発送します。本来、国のマニュアルでは、総会の議決を要しないとされていますが、本市ルールとして議案上程し、議決をとります。</p> <p>補足は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>鈴木美登委員長ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、令和5年度第4回広報委員会が開催されましたので、黒澤委員から報告願います。</p>
黒澤委員	<p>広報委員の黒澤です。</p> <p>去る、9月7日、総会終了後に、令和5年度第4回広報委員会を開催しましたので、報告します。</p> <p>今回の会議では、農業委員会だより第51号の校了前最後の校正について協議しました。誤字やレイアウト等、最終チェックを行いました。</p> <p>完成した農業委員会だよりは、11月の総会でお配りいたします。なお、皆さんに農家の方への配付のお願いをする予定ですので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p>

	<p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 黒澤委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、農業者年金加入推進部長等研修会が9月19日に開催され、私が参加してきましたので、簡単に報告します。</p> <p>去る9月19日、千葉市内のホテルで、千葉県農業会議主催の令和5年度農業者年金加入推進部長等研修会が開催され、事務局を含め2名で出席してきました。</p> <p>今回の研修会では、農業の担い手のための農業者年金制度の良いところと他の公的年金、iDeCoや国民年金基金との比較を行い、千葉県の加入推進統計と加入推進計画について講義を受けました。</p> <p>千葉県の加入推進統計では、令和4年度のアンケート結果から、農業者年金の加入きっかけとして「農業委員会等の戸別訪問がきっかけ」が49%と最も多い結果でした。</p> <p>また、実際の加入者に聞いた、農業者年金の魅力としては、「保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があること」「農家の老後生活の安定になること」が最も多かったそうです。</p> <p>農業者年金について、他の公的年金との比較の資料は事務局にありますので、関心のある方はご覧ください。</p> <p>最後に、八千代市における新制度の農業者年金の加入者数は現状20名です。内訳としては、受給権者8名、被保険者12名となっております。</p> <p>報告は以上となりますが、ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p>
	<p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p>
議長	<p>その他、報告のある方はいますか。</p>
議長	<p>その他、報告はないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p>
議長	<p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>

<p>次長</p>	<p>連絡事項は全部で5点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> <li>11月6日（月）午後1時30分から</li> <li>市役所旧館4階 第2委員会室</li> </ul> </li> <li>○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>10月24日（火）</li> <li>担当委員：鈴木正範委員，今井委員</li> <li>午後1時15分に事務局へ集合</li> </ul> </li> <li>○令和5年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について</li> </ul>
<p>議長</p>	<p>以上で令和5年第10回総会を閉会します。</p>